

お知らせ

1. 件名 **国の天然記念物イタセンパラを守れ ～みんなで木曽川をパトロールしよう～**

2. 概要

「イタセンパラ」は国の天然記念物で、絶滅の恐れのあるコイ科の淡水魚です。日本では淀川、木曽川、富山平野にのみ分布しています。個体数が減少傾向にあるなか、密漁などの人為的な圧力等に起因する絶滅の危機が増している状況にあります。

さらに近年は、生息域の情報がインターネットなどによって広がるなど密漁への危険性が高まっており、密漁対策や希少魚類の保護等に対する啓発活動への取組が急務となっています。

そこで、地域の学識経験者や行政機関等で構成する「木曽川イタセンパラ保護協議会」を平成22年3月9日に設立し、地域の方々と協働した合同パトロールや勉強会の開催、イベントでのパネル展示などを行い、普及啓発に努めています。

このたび、第7回合同パトロール及び第8回協議会を開催いたしますので、下記のとおりお知らせします。合同パトロールはだれでも参加できますので、河川近隣住民の方、木曽川や希少動物などに興味のある方など、多くの方の参加をお待ちしています。

3. 開催日時

平成27年5月16日（土）

13：00～14：45（第7回合同パトロール）

14：45～15：15（イタセンパラに関する取り組み紹介）

15：15～16：00（第8回協議会）（非公開）

（※）詳細は次頁に記載しています。

・集合時間：13時00分

・集合場所：一宮市尾西歴史民俗資料館（一宮市起字下町211番地）

4. 資料 木曽川イタセンパラ保護協議会のチラシ

5. 解禁 指定なし

6. 配布先 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会、羽島記者クラブ

※取材について：現地取材を希望される報道機関におかれましては、5月14日（木）

18時迄に別紙「取材登録書」をFAXにて提出をお願いします。協議会の取材は、会議冒頭の挨拶までとさせていただきます、その後、退室して頂きますのでご了承願います。

なお、協議会終了後の取材は可能です。

7. その他

・希少種の詳細な生息地域等の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、原則、非公開とさせていただきます。

・第8回協議会については、上記情報等を含むため、冒頭挨拶までの公開とさせていただきます。

・雨天でも実施いたしますが、天候の状況により中止する場合があります。

中止の場合は、5月15日（金）18時に中部地方整備局ホームページ上でお知らせします。

【中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>】

・当日の取材、撮影は可能です。（ただし、上記のとおり一部不可）

8. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 河川環境課 課長 川瀬 宏文
補佐 臼田 文昭 tel:052-953-8151

環境省 中部地方環境事務所 野生生物課
生物多様性保全企画官 小林 辰男 tel:052-955-2139

<開催確認など当日の問い合わせ先（5/16（土）10:00～13:00）>

国土交通省 中部地方整備局 河川環境課 補佐 臼田 文昭 tel:052-953-8151

<当日の実施行程等>

【第7回合同パトロール】（参加者募集）

- ・集合時間：13時00分
- ・集合場所：一宮市尾西歴史民俗資料館（一宮市起字下町211番地）※下記地図参照
- ・パトロール箇所：愛知県側（一宮市東加賀野井地先）、岐阜県側（羽島市正木町地先）の2班に分かれ、木曽川の堤防天端や河川敷を徒歩等でパトロールします。
- ・実施者：木曽川イタセンパラ保護協議会の関係機関
パトロールのタスキをお渡ししている地域の方々
なお、当日集合場所にお越しいただければ、だれでも参加できます。
- ・その他：パトロールが可能な服装とし、足下が濡れている可能性がありますので、濡れてもよい服装をお願いします。（雨天の場合はカップ等）

【イタセンパラに関する取り組み紹介】

- ・時間14時45分～15時15分
- ・場所：一宮市尾西歴史民俗資料館（一宮市起字下町211番地）
- ・環境省及び国土交通省の取り組みを一般の方に紹介します。

【第8回協議会】

- ・会議時間：15時15分～16時00分
- ・会議場所：一宮市尾西歴史民俗資料館（一宮市起字下町211番地）
- ・実施者：木曽川イタセンパラ保護協議会の関係機関のみ（一般の方は参加できません）
- ・議事内容：「第7回合同パトロールについて」
「今後の活動について」

※希少種の詳細な生息地域等の情報などが含まれるため、公開は冒頭挨拶までとさせていただきます。



別紙「取材登録書」

平成27年 5月11日

中部地方整備局

「第7回合同パトロール及び第8回木曽川イタセンパラ保護協議会」

取材登録書

「第7回合同パトロール及び第8回木曽川イタセンパラ保護協議会」について、取材をご希望される報道機関 におかれましては、事前にご登録をお願いいたします。

FAX 送信期限 : 5月14日(木) 18時00分 まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者等

(1) ご氏名 _____

(2) 連絡先 TEL _____

(3) 取材人数 _____ 人

(4) 取材車両の種類等 _____

3. 送信先 (FAX) 052 - 953 - 8471

4. 問い合わせ先

中部地方整備局 河川部 河川環境課長 川瀬 宏文
河川環境課長補佐 白田 文昭

電話 (052) 953-8151 (直通)



国の天然記念物

イタセンパラを守ろう

イタセンパラはどんな魚？

イタセンパラは、河川敷内のワンドに生息するタナゴの仲間で、イシガイやドブガイの中に卵を産むという特徴を持っています。国の天然記念物、国内希少野生動物種、国のレッドリスト絶滅危惧IA類に指定され、木曽川でも絶滅が危惧されています。**密漁**、生息環境の悪化、**外来魚**(タイリクバラタナゴ、ブルーギル、ブラックバス等)の影響が主な減少要因だと考えられています。

「木曽川イタセンパラ保護協議会」は、

地域住民みなさんの協力を必要としています

密漁者の特徴は？

- 普段見かけない怪しい人や車
 - 他県ナンバーに注意
 - 網を持参し、胴長を着用
- ワンドで生物(魚や貝)を採取している

※ワンド…本川のそばにある大きな水たまり

不審者を見かけたら？

車のナンバーをチェックして、
下記に連絡をしてください

「木曽川イタセンパラ保護協議会」の取り組み

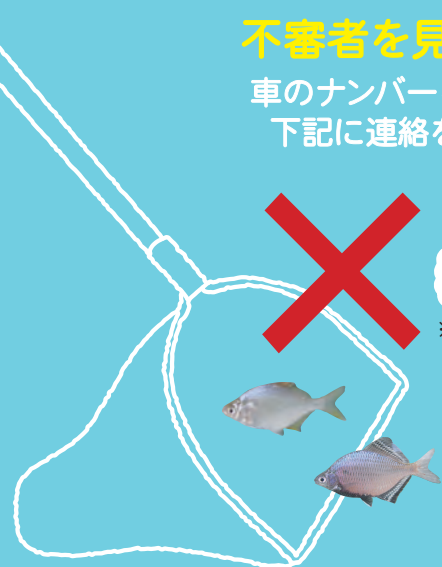
1
密漁対策に
取り組んでいます

2
希少種に関する啓発、
環境教育活動
をおこなっています

3
外来種駆除を
おこなっています

**密漁は
犯罪です!**

※1年以下の懲役または
100万円以下の罰金
(種の保存法)



「木曽川イタセンパラ保護協議会」
関係機関

岐阜経済大学 地域連携推進センター
愛知県 環境部 教育委員会 警察本部
岐阜県 環境生活部 教育委員会 警察本部
環境省 中部地方環境事務所
文化庁 文化財部(オブザーバー)

独立行政法人 土木研究所 自然共生研究センター
一宮市 教育委員会
羽島市 教育委員会
国土交通省 中部地方整備局河川部
岐阜県世界淡水魚園水族館 アクア・トト ぎふ(オブザーバー)

イタセンパラの特徴

●分布

イタセンパラは日本固有種で、現在は琵琶湖淀川水系、濃尾平野、富山平野に分布しています。これらの地域個体群は遺伝子組成が異なっていることがわかっています。濃尾平野ではかつて、多くの水系にイタセンパラが生息していましたが、現在は木曽川水系のみで確認されています。

●形態

イタセンパラは、平べったく、四角い体形をし、大きなヒレを持つのが特徴の小鱼です。成魚は10cm程度の大きさになります。産卵期である秋になると、雄の体には鮮やかな紫紅色の婚姻色が表れ、雌の腹部からは産卵管と呼ばれる細い管が伸びます。イタセンパラは、外来魚であるタイリクバラタナゴと体形が似ています。しかし、タイリクバラタナゴの幼魚には背ビレ中央に黒点があり、成魚には体側中央部に明瞭な黒色や青色の縦線があり、雄の婚姻色はバラ色であるという特徴から、イタセンパラと見分けることができます。

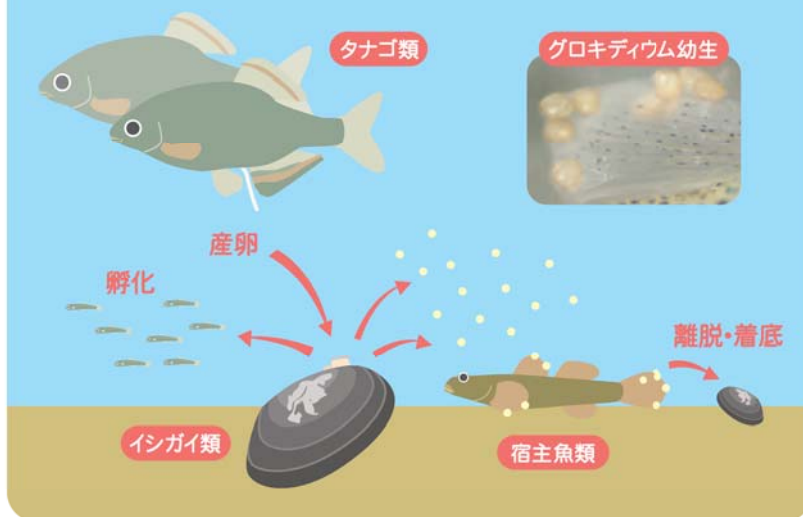
●生態

イタセンパラは、河川敷内のワンド(本川のそばにある大きな水たまり)に生息しています。産卵期である秋になると、イシガイやドブガイなどの二枚貝の中に卵を産みます。秋から翌春にかけて仔魚は二枚貝の中で過ごし、その後、貝から泳ぎ出て、岸際近くの浅い水辺で育ちます。イタセンパラの成長は非常に早く、生まれた年の秋には成熟して産卵します。寿命は、1～2年とされています。

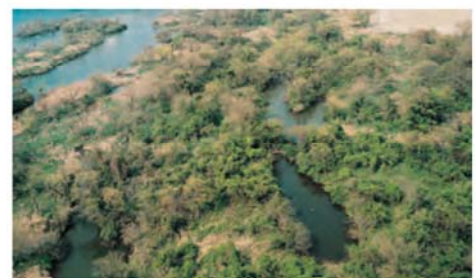
イタセンパラをはじめとするタナゴ類と二枚貝は、密接な関係にあります。そのため、タナゴ類を保全する際には、二枚貝の生態も知る必要があります。二枚貝の卵はグロキディウム幼生になるまで親貝のエラの中で過ごします。その後、グロキディウム幼生は、ヨシノボリなどの宿主魚類のエラやヒレにくっついて成長し、やがて幼貝になると宿主魚類から離れて水底で生活します。



イシガイ類との共生関係



イタセンパラの稚魚



木曽川にみられるワンド

本チラシへのご意見・ご質問は
右記へご連絡ください。

環境省 中部地方環境事務所
名古屋市中区三の丸2-5-2 〒460-0001
TEL 052-955-2139
<http://chubu.env.go.jp/>

国土交通省 木曽川上流河川事務所
岐阜市忠節町5-1 〒500-8801
TEL 058-251-1321
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

イタセンパラの密漁・販売など
違法行為を見つけた場合は、
最寄りの警察又は右記へご連絡ください。

愛知県警察本部 生活安全部 生活経済課
名古屋市中区三の丸2-1-1 〒460-8502
TEL 052-951-1611

岐阜県警察本部 生活安全部 生活環境課
岐阜市葦田南2-1-1 〒500-8501
TEL 058-271-2424